

議事録（概要）

会議名	芦屋町障害福祉計画推進委員会(第2回)					
会場	芦屋町役場3階31会議室					
日時	令和2年10月14日(月) 10:00~11:30					
委員の出欠	委員長	今村 浩司	出	委員	甲斐 清司	出
	副委員長	小徳 薫	出	委員	一番ヶ瀬 貴美子	出
	委員	松岡 泉	出	委員	道方 ひろみ	出
	委員	大塚 彰久	出	委員	田中 信代	出
	委員	桐田 典彰	出	委員	矢野 健太	欠
	委員	坂井 敏幸	出	委員	石松 典子	出
件名・議題	議事 1 第6期芦屋町障害福祉計画案について 2 芦屋町成年後見制度利用促進計画案について					
合意事項 決定事項	議事 1 第6期芦屋町障害福祉計画案について ・説明し、了承された。 2 芦屋町成年後見制度利用促進計画案について ・説明し、意見を収集した。					

令和2年度 第2回芦屋町障害福祉計画推進委員会 議事録

○日時

令和2年10月14日(月)10:00～11:30

○場所

芦屋町役場3階 31会議室

○議事

- 1 第6期芦屋町障害福祉計画案について
- 2 芦屋町成年後見制度利用促進計画案について

議事1 第6期芦屋町障害福祉計画案について

●事務局から第6期芦屋町障害福祉計画案について説明

●審議

(委員)

- ・計画案の中では障がい児支援の提供体制の整備等について、医療的ケア児が現在いないということだが、どのようにすすめていくのか。
- ・訪問系サービスについて確保の方策として、適切なサービスの提供に努めますとある。同行援護については実績があるが、重度訪問介護の実績は0となっている。今まで実績として全然なかったということなのか。

(事務局)

- ・医療的ケア児については、第6期障害福祉計画で国から基本指針として新たに示された部分であり、特に医療との連携が必要である。遠賀・中間医師会からは、単町ではなく、遠賀・中間が一体となって動いて欲しいという要望がある。そのため、遠賀・中間で組織している遠賀・中間支援協議会で協議を始める予定としている。
- ・重度訪問介護について実績は0である。現状でも利用の希望がないためサービスの見込量を0としているが、仮に申し込みがあった場合でも、十分対応は可能である。

(委員)

- ・計画の目標値設定に関して、説明では、国の基本指針に基づき町としての目標値を設定しているとのことであった。芦屋町の障がい者の方々の状況はそれぞれ違うため、町の実情にあった計画策定に努めて欲しい。また、医療的ケア児の部分と訪問系サービスの部分の目標設定の表現として「努めます」となっているが、達成できたかの成果を見る場合、評価しにくいのではないか。そのため、文言を変えた方がいいのではないか。

(事務局)

- ・目標設定については、おっしゃるとおり町の実情にあった目標設定を考えていきたい。
- ・障害福祉計画を策定する中で難しいのは、自治体だけでは解決しないという点で、事業者の協力が必要である。そのため、事業所側の考え方、経営方針などへの配慮や医師会との調整など見込みが立っていない状況に関しては、今回、努めますという言葉にさせていただきます。

(委員)

- ・計画を町が作った場合、どこまでできたかという段階的なステップを明確にしておくことが必要であり、次に計画を策定する上での基準になると考える。「検討します」や「ここまでやります」というような文言がいいのではないか。

(委員長)

- ・今まで多くの計画を見た中で、努力義務を課せられていることの成果の評価は非常に難しい。具体的な数値があればわかりやすいが、それが町に必要なサービスなのかということになれば検証が必要になる。だからこそ、モニタリングやフォローアップといった形で、この会で事業者の代表者や家族の代表者など皆様の意見を聞き善処するということがとても有効であると考えます。「実施します」や「努めます」などある意味行政的な用語である。書きぶりについては、調整するということでよろしいか。

(委員)

- ・了承する。

(委員)

- ・大事なことは、計画を策定した後、どれだけ成果をあげているか、どんな問題点が挙がっているか、途中の見直しや検討をするということである。これから先、我々の目がどれだけチェックできるか町がそういう機能をつくっているかということである。
- ・日中活動系サービスについて、家族等の休息や就労、緊急時のための支援サービスとし

て「短期入所」を提供します。とあるが、現状と利用者数についてどのようになっているか。

(事務局)

- ・芦屋町では、2月にオープンしたまつかぜ苑に短期入所1床、まつかぜ荘は、高齢者、障害者の共生型の短期入所で20床ある。

緊急時の支援サービスとして、みどり園やまつかぜ苑に協力いただいて本年度より、地域生活支援拠点等事業として緊急時に入所できるしくみをつくっている。事前に登録して緊急時にすぐ入所できるというものであるが、現状として、芦屋町では登録者はいない。

(委員)

- ・計画に挙がっていることについて、いろいろな制度ができてでもそれを利用する人の元に届かなければいけない。そして、利用されて初めて生きてくるものである。どれだけ周知できるか認知していただけるかを考えていかなければいけない。利用したい人が利用できるようにするための問題点や改善点など含めて検討して頂きたい。

(委員長)

- ・意見として承ります。

(委員)

- ・放課後等デイサービスが新たに山鹿にできたとのことであるが、広く皆様に周知した方がいいのではないか。広報あしやなどで積極的な周知をお願いしたい。

(委員長)

- ・意見として承る。広報のあり方について、広く周知することは大事であり、方法論としてご検討していただきたい。他に何かないか。

(委員)

- ・なし

(委員長)

- ・障害福祉計画案ということで、基本的な体制整備などが充実しているかの確認ということであった。地域性ということが意見として多く出たが、町の実情に応じてということである。いろんなことを展開しながら見直していく、モニタリング、フォローアップを行いながら更なるサービスが提供できるよう勧めていただきたい。芦屋町障害福祉計画案についての意見は、以上でよろしいか。

(委員)

- ・了承する。

(事務局)

- ・本日いただいた意見は、事務局あずかりとし、委員長と協議のうえ計画書へ反映するという形をとりたいがいかがか。

(委員長)

- ・事務局より提案があったが、本日の意見は事務局あずかりとし、委員長と協議のうえ計画書へ反映するという形でよろしいか。

(委員)

- ・了承する。

議事 2 芦屋町成年後見制度利用促進計画案について

(事務局)

- ・今回、芦屋町成年後見制度利用促進計画案について議題として挙げたのは、芦屋町障害福祉計画推進委員会において計画案の報告を行ない、障害福祉の視点から成年後見制度の利用促進に係る意見聴取を行うためである。本会終了後も意見を承る。意見は、事務局から計画策定の所管である芦屋町地域福祉計画推進委員会に提出する。

●事務局から芦屋町成年後見制度利用促進計画案について説明

●審議

(委員)

- ・成年後見制度の申し立て手続きについて書類など多く煩雑であるが、中核機関である北九州成年後見センター「みると」は、申し立て手続きも行うのか。

(事務局)

- ・「みると」は、中核機関として成年後見制度を申し立てる支援として相談などを行っているが申し立て手続きは行っていない。申し立てについては、町の成年後見制度支援事業を利用していただきたい。

(委員)

- ・以前2件、成年後見制度の申し立てを行った。1件は、行政書士を使ったためスムーズに行えたが、もう1件は、書類など手続きに時間を要し大変であった。そのため、申し立てについての支援の形ができれば利用しやすくなると思う。

(委員長)

- ・私は、北九州成年後見センター「みると」の理事をしている。北九州市の場合は、委託事業として申し立て事業の契約を「みると」としているため申し立てについては、代理行為で行えるようになってきている。しかし、中核機関としては、相談を受けるといふ形であり、申し立てまでとなると難しいところである。申し立てについては、行える職種や4親等以内など複雑でありとても大変である。成年後見制度を利用する入り口であるが、なかなか申し立てまでが難しく、今後の課題である。

(委員)

- ・成年後見制度の計画の中で、施策について示されているのは、計画案全体で1頁だけであり、方針的な計画となっている。例えば講演会など年何回開催するなど、もう少し具体的な施策、計画を盛り込んだ方がいいのではないかと。

(事務局)

- ・意見を参考に考えていきたい。

(委員)

- ・この計画にも広報啓発が挙げられている。町の情報提供としては広報紙が中心であり他にはホームページがある。意外と情報を知らない人が多い。行政の方は、ホームページに載せています、しっかり情報を流していますというスタンスである。介護関係、障がい者の成年後見制度など新しい制度に対しての取り組みなど、知らなくて困っている人もいます。成年後見制度などについて広報を推進していただきたい。

(委員長)

- ・貴重な意見であり善処していただきたい。成年後見制度はとても複雑なものである。北九州市で「みると」を立ち上げた時は大混乱であった。司法書士会、行政書士会、弁護士会、社会福祉士会、精神保健福祉士会と市の社会福祉協議会とが連携し、家裁小倉支部の支えがあり全国モデルとなった。ここまでくるのに20年かかった。この制度はとても大切なもので、財産管理だけでなく身上監護があり、町が主に関わるのはこちらの方である。生活に直結しており利用すれば料金が発生するが、支払い能力がない人のために成年後見制度利用支援事業がある。私も個人的に成年後見人をしている。その人の残された人生、障がいのある方は、親なき後どうするかというところでお金の管理だけではない、生活支援をどうやっていくかということがとても大切である。

(委員)

- ・芦屋町社会福祉協議会で行っている日常生活自立支援事業について、現状の報告をしたい。利用者数は1件、現在契約中が2件ある。どのようにして利用に至ったかは、ケアマネージャー、施設職員、民生委員からの紹介が主である。対象者については、判断能力が低下している、金銭管理に不安がある人が主に利用している。この事業は、療育手帳や精神保健福祉手帳を所持している人、認知症の診断を受けている人に限定されるも

のではなく幅広く利用できるようになっている。内容として、相談、日常生活上の金銭管理、書類などの管理を行っている。契約はガイドラインに沿って行い、初回の面接から契約まで約1か月要する。利用料について、生活保護者は無料、それ以外は一時間1,000円、それ以降30分350円追加となる。事例として、成年後見制度の利用までの繋ぎとして、日常生活支援事業を利用したというのがある。

芦屋町社会福祉協議会としても、この事業の周知、生活支援員の確保、多職種間と連携してどのように行政へつなぐかということが課題であり考えていきたい。

(委員長)

- ・今後へ繋がる貴重な意見である。他に意見はないか。

(委員)

- ・なし

(委員長)

- ・成年後見制度は利用するまでが複雑で大変であるが、とても必要な制度であるので、今後も普及、啓発に努めて欲しい。

これで本会議を閉会とする。